

衆議院 安全保障委員會議録 第六号

平成十年四月三十日(木曜日)

午後三時三十三分開議

出席委員

委員長 塩田 晋君

理事 浅野 勝人君

理事 浜田 靖一君

理事 岡田 克也君

理事 西村 眞悟君

麻生 太郎君

白井日出男君

岡部 英男君

佐藤 勉君

桜井 郁三君

中山 利生君

林 幹雄君

宮下 創平君

玉置 一弥君

松本 惟子君

佐藤 茂樹君

中路 雅弘君

辻元 清美君

出席國務大臣

國務大臣 村岡 兼造君

(内閣官房長官) 久間 章生君

國務大臣 大越 康弘君

(防衛庁長官) 大越 康弘君

出席政府委員

國際平和協力本部事務局長 茂田 宏君

防衛庁長官官房長 大越 康弘君

委員外の出席者

安全保障委員会 平川 日月君

専門員

委員の異動

四月三十日

下地 幹郎君

仲村 正治君

山崎 拓君

奥田 敬和君

横路 孝弘君

二見 伸明君

同日

大村 秀章君

萩野 浩基君

桜井 郁三君

萩野 浩基君

松本 惟子君

西 博義君

補欠選任

大村 秀章君

萩野 浩基君

桜井 郁三君

細川 護熙君

松本 惟子君

西 博義君

補欠選任

下地 幹郎君

山崎 拓君

仲村 正治君

横路 孝弘君

二見 伸明君

四月三十日

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

同日

四月二十一日

有事法制化反対等に関する請願(木島日出夫君紹介)(第一七八六号)

同日二十四日

有事法制化反対等に関する請願(児玉健次君紹介)(第一九八三号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

○塩田委員長 これより會議を開きます。本日付託になりました内閣提出、國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○村岡國務大臣 たいま議題となりました國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律附則第三条の規定に基づき、これまでの派遣の教訓、反省を踏まえ、同法の見直し作業を行った結果、國際連合を中心とした國際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、國際的な選挙監視活動、人道的な國際救援活動のための物資協力及び武器の使用の三点に関して改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その第一点は、協力の対象に國際的な選挙監視活動を加え、國際的な選挙監視活動のための國際平和協力業務の実施及び物資協力を行うことができることとするものであります。

第二点は、人道的な國際救援活動のための物資協力に関して、当該活動が國際連合難民高等弁務官事務所等の一定の國際機関によって実施される場合には、停戦合意が存在しない場合であってもこれを行うことができることとするものであります。

第三点は、部隊として國際平和協力業務に従事する自衛官等の武器等の使用について、その一層の適正を確保するため、現場に上官があるときは、生命または身体に対する侵害または危険が切迫し、当該上官の命令を受けるいとまがない場合を除き、その命令によらなければならないこととするものであります。

この場合において、現場にある上官は、統制を欠いた武器等の使用によりかえって生命もしくは身体に対する危険または事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器等の使用が自己または自己とともに現場に所在する我が國要員の生命または身体を防衛するといふ目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○塩田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び人道的な國際救援活動」を、「人道的な國際救援活動及び國際的な選挙監視活動」に改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

に改める。

第二条の見出し中「国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動を」を「国際連合平和維持活動等に改め、同条第一項中、及び人道的な国際救援活動を」を、「人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動」に改める。

第三条第二号中「別表」を「別表第一」に、「第四号」を「次号及び第四号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 国際的な選挙監視活動 国際連合の総会若しくは安全保障理事会が行う決議又は別表第二に掲げる国際機関が行う要請に基づき、紛争によって混乱を生じた地域における民主的な手段による統治組織の設立を目的とする選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施されるものを除く。）をいう。

第三条第三号中「及び人道的な国際救援活動を」を「人道的な国際救援活動」に改め、「レ」までに掲げるもの」の下に「及び国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びレに掲げるもの」を加え、同条第四号中「国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を」を「次に掲げる活動」に改め、同号に次のように加える。

イ 国際連合平和維持活動
ロ 人道的な国際救援活動（別表第三に掲げる国際機関によって実施される場合にあつては、第二号に規定する合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第二十五条第一項及び第三項において同じ。）

ハ 国際的な選挙監視活動

平成十年五月十二日印刷

第六条第一項に次の一号を加える。
三 国際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

第六条第四項中「並びに第三条第一号及び第二号」を「及び第三条第一号から第二号の二」まで」に改め、同条第十三項に次の一号を加える。

三 国際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第二号の二に規定する同意若しくは合意又は第一項第三号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合
第二十四条第八項中「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項」に、「第四項」を「第四項及び第五項の規定はこの項において準用する第二項及び第三項の規定による小型武器又は武器の使用について、第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項」まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

24 前二項の規定による小型武器又は武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。
25 第二項又は第三項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた小型武器又は武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該小型武器又は武器の使用がこれらの規定及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をすることとする。
第二十五条第一項及び第三項中「又は人道的な国際救援活動を」を、「人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動」に改める。

別表第二号中イを削り、ロをイとし、ハをロと

平成十年五月十三日発行

し、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二(第三条関係)

一 国際連合
二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合開発計画その他政令で定めるもの
三 国際的な選挙監視の活動に係る実績又は専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関で政令で定めるもの
別表第三(第三条関係)

一 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの
イ 国際連合難民高等弁務官事務所
ロ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関
ハ 国際連合児童基金
ニ 国際連合ボランティア計画
ホ 国際連合開発計画
ヘ 国際連合環境計画
ト 世界食糧計画
チ 国際連合食糧農業機関
リ 世界保健機関

二 国際移住機関

附則
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

理由

国際連合を中心とした国際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、国際的な選挙監視活動のための国際平和協力業務を実施することができるとするとともに、国際連合難民高等弁務官事務所等の一定の国際機関によって実施される人道的な国際救援活動のための物資協力については停戦合意が存在しない場合であつて

もこれを行うことができることとし、あわせて、第九条第五項の規定により派遣先国で国際平和協力業務に従事する海上保安官等及び自衛官の小型武器又は武器の使用については、その一層の適正を確保するため、現場に上官が在るときは、その命令によることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局